

議題（1）

令和4年度 訪問看護推進支援事業（案）

神奈川県健康医療局保健医療部医療課

令和4年3月2日(水)



在宅療養支援の在り方の検討

(神奈川県在宅医療推進協議会、就業実態調査、普及啓発活動)

1 在宅療養支援の在り方の検討



1 神奈川県在宅医療推進協議会訪問看護部会

日程・開催方法	
第1回	令和4年7月（委員長互選）
第2回	令和4年10月
第3回	令和5年2月

2 令和3年度看護職員就業実態調査（訪問看護ステーション）

目的：訪問看護に従事する看護職員の就業状況について実態を把握する。
実施時期：令和4年4月～5月
結果公表：令和4年8月～9月

3 訪問看護普及啓発活動

イベント、研修等でのチラシ3種及びホームページ案内の配布（次ページ参照）

1 在宅療養支援の在り方の検討

神奈川県
「訪問看護」をご存知ですか？

看護師がご自宅にうかがい、専門家の目で体調管理などをいたします。

身の回いのことができなくなったり、日常生活のアバイスをもらいます。リハビリや身体の保護を行います。主治医と連絡を取り医療的ケア、介護の必要な患者・施設などでのケアを行ないます。

自宅で最期まで暮らしたい赤ちゃんとから高齢者まで、24時間対応します。介護保険・医療保険の助けがあります。また、医療の指標書が必要です。）

かかりつけの医療機関や薬局へ
介護支援専門員（ケアマネジャー）または、下記にご連絡ください

訪問看護に関する問合せ先
神奈川県看護師会 訪問看護看護士相談窓口
045-263-2934
045-671-9103
045-640-1133
045-660-1133

問合せ先：神奈川県看護人相談室グループ 045-210-4759

神奈川県
外来や通院支援に関する相談窓の皆様へ
患者さんの在宅生活について
悩みや困りごとありませんか？

本人は家で過ごしたいと希望しているけど…

入浴場所をくり返している
季節の自己管理が困難がある
健康管理が必要な状況になる
医療機器が必要な場合
医療用ガムや歯科用器具など
健常の進行でADLの低下が予測される
運動のサポートが弱い
まずは施設である

地域の訪問看護ステーションに
ぜひ、ご相談ください

訪問看護に担当する場合は先
神奈川県看護師会 訪問看護看護士相談窓口
045-263-2934
045-671-9103
045-640-1133
045-660-1133

問合せ先：神奈川県看護人相談室グループ 045-210-4759

神奈川県
ケアマネジャーの皆様へ
利用者のことでの
悩みや困りごとありませんか？

利用者さんについてこんな事、気になつていませんか？

・食事が落ち着いている気がする
・自己判断も筋も筋も筋みたい
・体が進行しているような気がする
・入浴場所を繰り返すようになつた
・寝起きがいつも
・家族の疲労も心配
いつもどおりが何が違う気がする

地域の訪問看護ステーションに
ぜひ、ご相談ください

訪問看護に担当する場合は先
神奈川県看護師会 訪問看護看護士相談窓口
045-263-2934
045-671-9103
045-640-1133
045-660-1133

問合せ先：神奈川県看護人相談室グループ 045-210-4759

神奈川県
訪問看護に関するトラブル窓口

はざれ、訪問看護の日々で困ったことがありますか？
お困りですか？などございませんか？
お問い合わせください。お問い合わせ料金は、ご相談料金として、ご負担いただけます。
お問い合わせ内容によっては、ご相談料金として、ご負担いただけます。
お問い合わせ料金として、ご負担いただけます。

・ホームページ：訪問看護看護士相談窓口（アラジン）について
URL：<http://www.priat-anmouji.jp-service.com/line/line.html#anmoujocom>

・一般財団法人神奈川県訪問看護看護士相談窓口（アラジン）
URL：<http://www.kanagawa-anmouji.jp-service.com/>
（携帯用URL）<http://www.kanagawa-anmouji.jp-service.com/>

・ホームページ：訪問看護看護士相談窓口（アラジン）について
URL：<http://www.priat-anmouji.jp-service.com/line/line.html#anmoujocom>

（アラジン）

↑ケアマネジャー向け ↑医療機関向け

↑ホームページ向け

在宅医療の進展に対応する人材育成（研修事業）

2 在宅医療の進展に対応する人材育成



1 訪問看護師養成講習会（委託：（公社）神奈川県看護協会）

訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得し、質の高い訪問看護を提供できる人材を育成する。
(30日程度 1回開催)

2 訪問看護導入研修（委託：（公社）神奈川県看護協会）

訪問看護に従事していない又は未就業の看護職員を対象に、訪問看護の基礎に関する講義と訪問看護ステーションの見学実習・相談会を実施し、訪問看護への動機づけとする。(座学1日、ステーション見学実習1日の2日間を1回として、3回開催)

3 訪問看護管理者研修（委託：（一社）神奈川県訪問看護ステーション協議会）

管理者としての日常の管理・ステーション運営業務を円滑に行うために必要な現行制度や経営・運営、人材育成等に関する研修を実施し、管理者を育成する。(制度活用2回、初任管理者及び管理者フォローアップ2回、管理者スキルアップ1回開催)

2 在宅医療の進展に対応する人材育成



- 4 訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修 「委託：(公社)神奈川県看護協会】**
訪問看護ステーションと医療機関等の看護職員が一堂に会する研修及び、相互の実習を行い、相互の看護の現状・課題、専門性を理解することにより、円滑な在宅医療への移行支援を行える人材を育成する。(講義2日、実習1日の3日を1回として、2回開催)
- 5 新任訪問看護師育成事業 「委託：(一社)神奈川県訪問看護ステーション協議会】**
新任訪問看護師育成プログラムを活用し、訪問看護が未経験の看護師に対してどのステーションでも一定の教育ができるよう、プログラムの活用研修を実施する。(中央研修とプロック研修を開催)

在宅医療の進展に対応する体制事業（補助事業）

3 在宅医療の進展に対応する体制事業



訪問看護ステーション等研修事業費補助（平成30年度～）

1 教育支援ステーション事業

県の二次医療圏を基本とする各地域において、訪問看護師個々の知識・技術の向上に資する研修や同行訪問を行う訪問看護ステーション・あるいは訪問看護関係団体を「教育支援ステーション」として位置付け、地域の実情や特徴に応じた、様々な研修を実施する。
※ 令和4年度より、横浜、川崎及び相模原は補助対象外とする。

2 特定行為研修受講促進事業

県内の医療機関及び訪問看護ステーションに勤務する看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費（入学会費及び受講料）のうち、事業者が当該看護師に支払った経費を補助する。